



中部電力ミライズ

2026年4月1日実施

蓄熱調整契約要綱

中部電力ミライズ株式会社

蓄熱調整契約要綱

本 則

1 目 的

この「蓄熱調整契約要綱」（以下「この要綱」といいます。）は、蓄熱槽を有する負荷等（以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の蓄熱式運転によって、昼間から夜間への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用を図ることを目的といたします。

2 適用範囲

基本契約要綱の高圧業務用電力、特別高圧業務用電力、高圧電力または特別高圧電力（以下「主契約」といいます。）を契約されているお客さまのうち、蓄熱式負荷設備の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、3（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能であって、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

3 時間帯区分

この要綱における時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
- (2) 夜間時間
昼間時間以外の時間をいいます。

4 料 金

各月の料金は、主契約によって料金として算定された金額から(1)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

- (1) 蓄熱割引額
蓄熱割引額は、蓄熱式負荷設備容量により、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、蓄熱割引額は、主契約によって料金として算定された金額をこえないものといたします。

$$\text{蓄熱割引額} = (2) \text{の蓄熱式負荷設備容量} \times (3) \text{の割引単価}$$

- (2) 蓄熱式負荷設備容量
蓄熱式負荷設備容量は、お客さまが設置する蓄熱式負荷設備の熱源機の総入力といたします。
- (3) 割引単価
割引単価は、次のとおりといたします。

蓄熱式負荷設備容量1キロワットにつき	234円00銭
--------------------	---------

- (4) 日割計算

イ 当社は、基本契約要綱（高圧）24（料金の算定）（1）イ、ロもしくはハの場合または基本契約要綱（特別高圧）24（料金の算定）（1）イ、ロもしくはハの場合は、次により蓄熱割引額の日割計算を行なうものといたします。

$$\text{蓄熱割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{主契約の計量期間等の日数}}$$

ただし、基本契約要綱（高圧）24（料金の算定）（1）ハまたは基本契約要綱（特別高圧）24（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、

$$\text{蓄熱割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に関するその他の事項については、基本契約要綱（高圧）または基本契約要綱（特別高圧）に準ずるものといたします。

5 その他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) お客さまが、申し出なく蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされた場合には、当社は、この契約の適用をお断りする場合があります。
なお、当社は、必要に応じて蓄熱式負荷設備の内容等を確認いたします。
- (4) お客さまが、申し出なく蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、基本契約要綱（高圧）36（違約金）または基本契約要綱（特別高圧）37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。
- (5) 蓄熱式負荷設備の稼働状況等により、この契約を適用することが不相当と認められる場合は、当社は、この契約の適用をお断りする場合があります。
- (6) 主契約が消滅した場合には、この契約は、主契約の消滅日に消滅するものといたします。
- (7) この要綱に定めのない事項については、主契約にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則

1 実施期日

この要綱は、2026年4月1日から実施いたします。

2 料金についての特別措置

(1) 適用

蓄熱式負荷設備の蓄熱運転により、本則3（時間帯区分）または（5）イに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な場合で、お客さまがこの要綱実施の際現に蓄熱調整契約要綱（2023年4月1日実施）の適用を受けているときは、この特別措置を適用するものといたします。

(2) 料金

各月の料金は、主契約によって料金として算定された金額からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

$$\text{蓄熱割引額} = \left[\begin{array}{l} \text{夜間時間に使用された} \\ \text{電力量に適用される料金区分ごと} \\ \text{の電力量料金率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{ニの割引} \\ \text{基準単価} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{その1月の} \\ \text{料金区分} \\ \text{ごとの} \\ \text{蓄熱電力量} \end{array}$$

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、(3)により算定された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、蓄熱式負荷設備の稼動状況等、または次に定める値にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

用途	業種	標準控除率
空調	旅館・ホテル	20パーセント
	病院	10パーセント
	コンピューターセンター	20パーセント
	放送局	30パーセント
給湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

ニ 割引基準単価

割引基準単価は、蓄熱割引基準単価表のとおりといたします。

ホ 単位および端数処理

- (イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(3) 夜間使用電力量の算定

イ 蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量は、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

ロ 夜間使用電力量の算定は、お客さまに適用されている基本契約要綱の使用電力量等の算定にかかわる規定に準じ、原則として料金区分ごとに行ないます。ただし、記録型計量器の取付けができない等の理由によりその1月の夜間使用電力量が料金区分ごとに計量できない場合には、その1月の夜間使用電力量をその1月の夜間時間における料金区分ごとの時間数の比であん分してえた値をそれぞれの夜間使用電力量といたします。

ハ 供給電圧と異なる計量電圧の夜間使用電力量は、計量された夜間使用電力量を供給電圧と同位にするために変電設備ごとに原則として3パーセントの修正率を乗じて修正したものといたします。

ニ 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

(4) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、(2)によって料金として算定された金額からロによって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(イ) 主契約の契約電力が500キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。

(ロ) 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

ロ 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額 = ハの蓄熱ピークシフト電力 × ニの蓄熱ピークシフト割引単価

ハ 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、主契約の契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ 蓄熱ピークシフト割引単価

蓄熱ピークシフト割引単価は、別に定める「蓄熱ピークシフト割引単価表」のとおりといたします。

ホ 記録型計量器により料金算定に必要な計量を行ないます。

ヘ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合、本取扱いの適用が解消された月の料金は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を主契約によって料金として算定された金額に加算したものといたします。

(5) 小容量氷蓄熱式空調システムにより蓄熱運転を行なう場合の取扱い

当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システム（以下「小容量氷蓄熱式空調システム」といいます。）により蓄熱運転を行なう場合の取扱いは、本則3（時間帯区分）、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 時間帯区分

この取扱いにおける時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前0時から午前1時までおよび午前6時から午後12時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ロ 料 金

各月の料金は、主契約によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「小容量氷蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(イ) 小容量氷蓄熱割引額

小容量氷蓄熱割引額は、その1月の小容量氷蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

$$\text{小容量氷蓄熱割引額} = \left(\begin{array}{l} \text{夜間時間に使用された} \\ \text{電力量に適用される料金区分ごと} \\ \text{の電力量料金率} \end{array} \begin{array}{l} \text{(ハ)の小容量} \\ \text{氷蓄熱割引} \\ \text{基準単価} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{その1月の料金区} \\ \text{分ごとの小容量氷} \\ \text{蓄熱電力量} \end{array}$$

(ロ) 小容量氷蓄熱電力量

小容量氷蓄熱電力量は、イ(ロ)に定める夜間時間における小容量氷蓄熱式空調システムの使用電力量といたします。

(ハ) 小容量氷蓄熱割引基準単価

小容量氷蓄熱割引基準単価は、蓄熱割引基準単価表のとおりといたします。

ハ 小容量氷蓄熱電力量の算定

(イ) 小容量氷蓄熱電力量は、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合の取扱いは、次のとおりといたします。

- a 小容量氷蓄熱式空調システムは、専用の回路で施設していただきます。
- b 小容量氷蓄熱電力量の算定は、お客さまに適用されている基本契約要綱の使用電力量等の算定にかかわる規定に準じ、原則として料金区分ごとに行ないます。ただし、記録型計量器の取付けができない等の理由によりその1月の小容量氷蓄熱電力量が料金区分ごとに計量できない場合には、その1月の小容量氷蓄熱電力量をその1月の夜間時間における料金区分ごとの時間数の比であん分してえた値をそれぞれの小容量氷蓄熱電力量といたします。
- c 供給電圧と異なる計量電圧の小容量氷蓄熱電力量は、計量された小容量氷蓄熱電力量を供給電圧と同位にするために変電設備ごとに原則として3パーセントの修正率を乗じて修正したものといたします。
- d 小容量氷蓄熱電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

(ロ) 各月の小容量氷蓄熱電力量は、(イ)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めることがあります。この場合の取扱いは、次のとおりといたします。

- a 小容量氷蓄熱電力量の計量はいたしません。
- b 小容量氷蓄熱式空調システムは、原則として専用の回路で施設していただきます。
- c 当社は、必要に応じて小容量氷蓄熱式空調システムの稼動状況等を確認させていただくことがあります。

(6) その他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

ハ この要綱における料金区分とは、お客さまに適用されている料金表に定める料金区分のうち、お客さまが契約している料金プランに応じたものといたします。

ニ 蓄熱割引額の算定方法を本則に定める取扱いに変更することはできません。

ホ この要綱に定めのない事項については、主契約にかかわる規定を準用するものといたします。

蓄熱割引基準単価表

1 割引基準単価

蓄熱電力量 1キロワット時 につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	13円43銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	13円03銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	12円97銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	12円91銭

2 小容量氷蓄熱割引基準単価

小容量氷蓄熱 電力量 1キロワット時 につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	13円25銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	12円85銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	12円82銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	12円79銭